見直しテーマ①『政務活動費の支出に係る提出書類の変更』に係る見直し案

● 現在の状況

【大津市議会政務活動費交付条例】

第９条　政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、議長が定める様式による政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書等の証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない。

２・３　（略）

【大津市議会政務活動費交付規程】

第５条　政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費収支報告書の提出期限の日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

→　政務活動費収支報告書には領収書等の写しを添付し、議長に報告する。また、領収書等の原本は、提出後５年間、会派で保存する。

● 見直し案

政務活動費収支報告書に添付する領収書等は原本（電磁的記録により発行される場合は、その出力した書面）とする。一方で、会派で保存する領収書等は写しとする。

【見直し内容の説明】

地方自治法第１００条第１６項において「議長は、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めるものとする」とされていることから、議長に提出する書類の真正性を更に高めることで、本市の政務活動費制度の更なる透明性を図ることができる。

なお、領収書は、民法の規定による受取証書に該当するところ、その法的効果は、当該交付が弁済と同時履行の関係にあるというものである。そのため、支払が完了していれば、受取証書としての法的効果は達成されていることから、その原本を議長に提出し、議会局において保管することに問題ない。